



埼玉県報

第 733 号
令和 8 年(2026 年)
7 月 3 日
金曜日

目次

告示

- 行政手続デジタル完結サービス保守運用業務に関する契約の相手方等の公示（行政・デジタル改革課）
- 令和 8 年度全庁 G I S 基盤運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（行政・デジタル改革課）
- 県税の収納事務に係る告示（自動車税事務所）
- 生活保護標準準拠システム構築業務委託に関する契約の相手方等の公示（社会福祉課）
- 埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託（こども政策課）
- 令和 8 年度毒物劇物取扱者試験の実施（保健医療政策課）
- 埼玉西部漁業協同組合共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（生産振興課）
- 上尾都市計画の変更に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 富士見都市計画事業国道 254 号バイパスふじみ野地区土地区画整理事業の事業計画変更（第 4 回）の認可（市街地整備課）
- 令和 8 年度埼玉県立学校教職員用端末等貸借に関する落札者等の公示（I C T 教育推進課）
- 県道三芳富士見線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道日高川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道騎西鴻巣線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
行政手続デジタル完結サービス保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ウフル 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号
- 5 契約金額
146,668,698円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
令和8年度全庁GIS基盤運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
エアロトヨタ株式会社 東京都江東区新木場4丁目7番41号
- 5 契約金額
93,940,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第四百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県自動車税事務所大宮支所、同熊谷支所、同所沢支所及び同春日部支所において行う県税に係る徴収金の収納事務	埼玉県さいたま市西区大字中釘二千八十二番地 一般社団法人埼玉県自動車整備振興会 代表理事 坂田 秋雄	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日 まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県生活保護標準準拠システム構築業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県福祉部社会福祉課生活保護担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月23日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

102,300,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第四百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十一条の六及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務	東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 長岡 智重	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

告示

埼玉県告示第四百八十四号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和八年十二月十三日（日）	埼玉大学（埼玉県さいたま市桜区下大久保二百五十五）

二 試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- ロ 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- ロ 基礎化学
- ハ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
- ニ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

ロ 受付期間

令和八年九月七日（月）午前八時三十分から九月十八日（金）午後十一時五十九分まで

五 試験手数料

一万千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表

令和九年一月二十九日（金）午前九時から令和九年三月一日（月）午後五時まで埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goanna.html>）に掲載する。

七 その他

身体に障害がある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県保健医療政策課（〇四八―八三〇―三五二三）に問い合わせること。

告示

埼玉県告示第四百八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 漁業権者の名称及び住所

埼玉西部漁業協同組合

埼玉県日高市横手六百三十九番地

二 漁業権の免許番号

共第三号

三 変更の内容

第三条第三項中「十一月一日から翌年七月三十一日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。」を「次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならぬ。」に改め、同項に次の表を加える。

ア 漁具・漁法	イ 期 間
さ手網、四つ手網、やす突	8月1日から10月31日まで
投網	7月15日から11月15日まで
釣り	1月1日から12月31日まで

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年六月二十五日

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

令和八年六月九日付け埼玉県告示第四百三十三号で告示した上尾都市計画都市計画に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第四百八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年三月三十日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県ふじみ野市福岡字川通、字西角の各一部、福岡新田字北谷、字西川通、字谷中の各一部、谷田二丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市福岡新田百二十二番四

五 設立認可の年月日

令和三年三月三十日

六 変更認可の年月日

令和八年七月三日

告 示

埼玉県告示第四百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和8年度埼玉県立学校教職員用端末等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和8年5月21日

4 落札者の氏名及び住所

三菱H C キャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

1,032,723,780円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和8年4月14日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年七月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

路 線 名	県道三芳富士見線
供用開始の区間	入間郡三芳町大字上富字吉拓三八五 番一地从先から同郡同町大字上富字吉 拓三八五番一地从先まで
供用開始の期日	令和八年七月三日
備 考	令和二年五月二十九日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第 十七号で告示した道路予定区 域の供用開始である。延長四 九・〇九メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年七月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 石 川 修

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧新別
比企郡川島町大字吹塚字天神 町一〇二二番二地先から同郡 同町大字戸守字南二四番四地 先まで	比企郡川島町大字吹塚字天神 町一〇〇七番六地先から同郡 同町大字北園部字安藤五三八 番一地先まで		区 間
一三・〇〇ゝ 一六・六七	七・九五ゝ 二二・二六	五・九五ゝ 二〇・八九	敷地の幅員 (メートル)
二八四・六〇	一三九三・二〇	延長 (メートル)	
新道建設工事及び道路拡 幅工事による。 旧 A の一部は、町道に引き 継ぐ予定である。			備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年七月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

<p>騎西鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字埼玉字片原通三五三一番一 地 先から 同市大字埼玉字下屋敷通四六五四番一 地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年七月三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十二月七日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始であ る。延長四七八・三〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年七月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

<p>行田蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字埼玉字百塚通四九五九番一地 先から 同市大字埼玉字百塚通四八六二番一地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年七月三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十二月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三五・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年七月三日

埼玉県教育委員会教育長 石川 薫

一 日時

令和八年七月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県社会教育委員の任免について

ロ 埼玉県生涯学習審議会委員の任免について

ハ その他